

市町村合併に伴う道路案内標識の表示地名のあり方：岐阜県の取り組み*

Place Name on Traffic Guide Sign under the Environment of Consolidation of Municipalities:

A Case in Gifu Prefecture

若林拓史**・中西智也***

by Hiroshi WAKABAYASHI and Tomoya NAKANISHI

1. はじめに

現在、多くの都道府県では市町村合併が進んでいる。道路行政上の問題点の1つとして、市町村合併に伴う行政区域の拡大によって、道路案内標識の目的地的確に表示できないという問題が発生している。合併により巨大になった自治体内での案内、複数の方向が同じ自治体名になる交差点等である。特に、岐阜県では市町村合併が多く、平成以前の99市町村が、46(2005.5.1現在)、42(2006.4.1予定)市町村にまで減少し、この問題が顕著である。

このため、利用者の利便を図るため全県を挙げて取り組んでいる。このような取り組みは他にはあまり見られないものであり、検討の過程で得られた知見は有用であると考えられる。現在の昭和61年通達「案内標識の表示地名に関する基準」の範囲内でのどのような取り組みが可能かの検討を含め、問題点と対処法を考察する。

道路案内標識の役割は、

「ドライバーが現在、自分自身がどこにいて、何という道路を、どの方向に向かっているか」を知らせること、そして、

「どこで曲がるか」、また、「選択した方向はあっているか」、の確認をしてもらうことである。さらに最後に、

「目的地に近づいたか」「到達したか」の情報提供である。

すなわち、ドライバーの現在位置のアイデンティティ確立を通して安心感を与え、交通安全に寄与し、ひいては道路行政への信頼感を醸成する役割を担っている。このため、路線番号のみならず適切な地名情報を提供することはきわめて重要な課題であると考えられる。

2. 案内標識の地名表示に関する基準

道路案内標識の目的地または経路地表示は、昭和61年7月の建設省(現国土交通省)の「案内標識の表示

地名表示に関する基準(61通達)」により規定されている。ここでは表-1に示すように基準地、重要地、主要地、一般地の4つに分類されている。基準地は、重要地の中の特に主要な都市であり、1都道府県に1都市と規定されている。重要地は、県庁所在地、政令指定都市、地方生活圏の中心都市と規定されている。主要地は、2次生活圏の中心市町、主要幹線道路が相互に交差する結節点を有する町等と規定されている。一般地は、重要地・主要地以外の市町村および沿道の著名な地名目標地と規定されている。つまり、市町村名が道路案内標識の表示地名として選定されているのである。なお、61通達では、重要地、主要地は通達によって規定されるものとしているが、一般地は各都道府県任せでよいような姿勢をとったようである。しかしながら、現状の基準のままでは後述するように表示地名の数が著しく減少する。市町村合併に伴い、この通達のままでは地名

表-1 道路標識の表示地名に関する基準

区分	条件
基準地	(1)重要地の中から特に主要な都市(おおむね1県1都市)
重要地	(1)県庁所在地 (2)政令指定都市 (3)地方生活圏の中心都市(1地方生活圏で1つ) (4)主要幹線道路が相互に交差する結節点を有する都市 (5)地方生活圏の設定されていない地域にあっては、(3)に準ずる都市
主要地	(1)2次生活圏の中心市、町 (2)主要幹線道路が相互に交差する結節点を有する町 (3)主要幹線道路と幹線道路、幹線道路と幹線道路が相互に交差する結節点を有する市、町、村 (4)高速自動車道のインターチェンジ、空港、主要な港湾、鉄道の主要駅などを有する市、町、村 (5)大規模な工業基地、流通団地等を有する市、町、村又は施設名 (6)その他、著名な史跡、名勝地等
一般地	(1)重要地、主要地以外の市、町、村 (2)その他、沿道の著名な地名目標地

* キーワード：交通情報、道路案内標識、市町村合併、地名表示

** 正会員 名城大学都市情報学部(〒509-0261 岐阜県可児市虹ヶ丘, Tel:0574-69-0131, Fax: 0574-69-0155)

*** 非会員 (株)三重イセキ販売(〒514-0821 津市垂水中境 449, TEL:059-225-2811, FAX:059-226-3418)

表-2 岐阜県の市町村合併一覧表

2005年5月1日現在

合併期日	新市町名	合併市町村数	合併市町村名							
2004.10.25	恵那市	6	恵那市	岩村町	山岡町	明智町	串原村	上矢作町		
2004.03.01	郡上市	7	八幡町	大和町	白鳥町	高鷲村	美並村	明宝村	和良村	
2004.03.01	下呂市	5	萩原町	小坂町	下呂町	金山町	馬瀬村			
2004.02.01	飛騨市	4	古川町	河合村	宮川村	神岡町				
2003.05.01	瑞穂市	2	穂積町	巢南町						
2004.02.01	本巣市	4	本巣町	真正町	糸貫町	根尾村				
2003.04.01	山県市	3	高富町	伊自良村	美山町					
2004.11.01	各務原市	2	各務原市	川島町						
2005.01.31	揖斐川町	6	揖斐川町	谷汲村	春日村	久瀬村	藤橋村	坂内村		
2005.02.01	高山市	10	高山市	丹生川村	清見村	荘川村	宮村	久々野町	朝日村	高根村 国府町 上宝村
2005.02.07	関市	6	関市	洞戸村	板取村	武芸川町	武儀町	上之保村		
2005.02.13	中津川市	8	中津川市	坂下町	川上村	加子母村	付知町	福岡町	蛭川村	長野県山口村
2005.03.28	海津市	3	海津市	平田町	南濃町					
2005.05.01	可児市	2	可児市	兼山町						
2006.01.01(予定)	岐阜市	2	岐阜市	柳津町						
2006.01.23(予定)	多治見市	2	多治見市	笠原町						
2006.03.27(予定)	大垣市	3	大垣市	上石津町	墨俣町					



図-1 平成以前の岐阜県(99市町村)

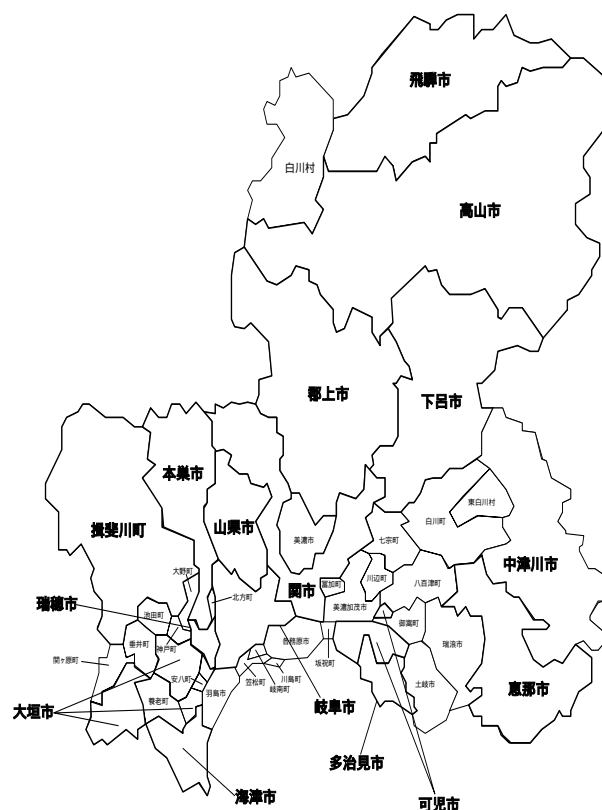


図-2 市町村合併後の岐阜県(42市町村)

案内が困難となることが予想される。

3. 岐阜県の市町村合併と案内標識への影響

(1) 岐阜県での市町村合併の状況と一般地の減少

岐阜県において、市町村合併は活発に行われている。2003年4月1日、山県郡高富町、伊自良村、美山町の3町の合併により誕生した山県市をはじめとし、2004年1月現在、合併により8市が誕生している(表-2)。今後、予定されている合併市町は、9市町である。このため、岐阜県の市町村数は99(図-1)から42(図-2)へと減少する。この市町村合併に伴って一般地が激減し、現状の表-3から例えば(あくまで

も一例であるが)表-4のようになる。

(2) 道路案内標識に与える影響

(a) 案内標識に表示できる地名数の激減

重要地や主要地は、国道や主要地方道上にあることが多いが、一般地は、その他多数を占める都道府県道で利用されることが多い。現在の一般地の基準をそのままにすると、多数の「旧」一般地が姿を消し、道路上で「その場所がどこであるのかわからない」まま走行することとなり、迷走の発生、交通安全上の問題、不要な環境負荷の発生、道路案内標識への不信等の種々の問題が生じる。

表-3 市町村合併前の岐阜県の表示地名

基準地	重要地	主要地	一般地									
岐阜	岐阜 高山 大垣 美濃加茂 多治見	関 各務原 可児 瑞浪 美濃 下呂 関ヶ原 中津川 羽島 土岐 恵那 八幡 白鳥	上宝 東白川 高鷲 荘川 本巣 坂下 垂井 岩村 柳津 美並 古川 兼山 丹生川 川上	加子母 宮川 串原 上石津 上矢作 池田 坂祝 神岡 柳津 和良 神戸 富加 久瀬 川辺	御嵩 坂内 明宝 穂積 白川 真正 付知 安八 武芸川 河合 川島 武儀 宮 谷汲	上之保 金山 伊自良 福岡 平田 馬瀬 根尾 美山 大和 南濃 小坂 揖斐川 笠原	糸貫 高根 久々野 八百津 笠松 蛭川 養老 岐南 大野 春日 洞戸 朝日 清見	山岡 美南 明智 墨保 徳山 藤橋 北方 板取 高富 七宗 輪之内 萩原 国府	伊吹山 白川郷 野麦峠 名神 岐阜羽島IC 関ヶ原IC 中央道 多治見IC 瑞浪IC 中津川IC 東海北陸道 岐阜各務原IC 美濃IC 郡上八幡IC 白鳥IC 荘川IC	鬼岩 新穂高 大垣IC 土岐IC 恵那IC 関IC 美並IC 大和IC 高鷲IC 飛騨清見IC	乗鞍 平湯	
1	5	13	81									28
	6		94									128

表-4 市町村合併後の岐阜県の表示地名（一例）

基準地	重要地	主要地	一般地									
岐阜	岐阜 高山 大垣 美濃加茂 多治見	関 各務原 可児 瑞浪 美濃 下呂 関ヶ原 中津川 羽島 土岐 恵那 郡上 飛騨	東白川 垂井 池田 坂祝 神戸 富加 川辺	御嵩 白川 安八 八百津 笠松 養老 岐南	大野 北方 七宗 輪之内	山県 瑞穂 本巣 揖斐川 海津	伊吹山 白川郷 野麦峠 名神 岐阜羽島IC 関ヶ原IC 中央道 多治見IC 瑞浪IC 中津川IC 東海北陸道 岐阜各務原IC 美濃IC 郡上八幡IC 白鳥IC 荘川IC	鬼岩 新穂高 大垣IC 土岐IC 恵那IC 関IC 美並IC 大和IC 高鷲IC 飛騨清見IC	乗鞍 平湯			
1	5	13	23									28
	6		36									70

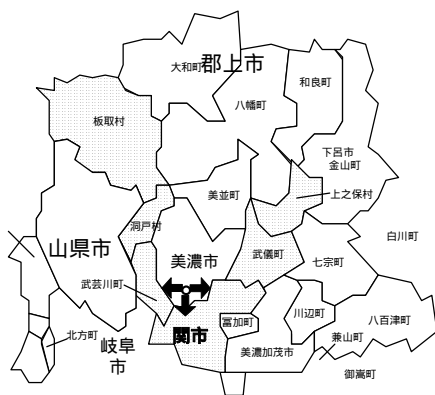


図-3 合併前後の関市

(b) 巨大な自治体の出現

例えば、2005年2月1日に1市2町7村が合併した高山市は、東西方向に100kmの距離をもつ東京都並みの面積を有する都市となる。このため例えば、長野県境から高山市へ乗り入ると、市中心部（高山市街）まで約50kmあることとなり、現状の基準では途中経由地の案内もできないこととなって不都合が生じる。また例えば、高山市と合併する朝日町は、その通過地域であり、従来、「朝日」と表示していた道路案内標識が表示できなくなり、案内のきめ細かさが失われることとなる。

(c) 交差点での分岐先が同一地名

例えば、図-3に示すように関市は編入合併の結果、



図-4 合併前の美濃市
下松森交差点南進
交通案内表示

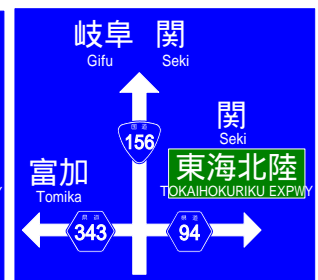


図-5 合併後の美濃市
下松森交差点南進
交通案内表示

美濃市を囲むようにV字型の自治体となる。このため、関市に囲まれる美濃市下松森交差点での南進方向の標識は図-4が図-5のようになり、同一目的地が複数の分岐先に現れることとなる。関市武芸川町に行きたいドライバーは、どちらに進めばよいのか、判断が出来ないこととなる。

4. 地名の面積カバー率による分析

3.(1)の地名数の激減を数量化するため、面積カバー率を定義した。地名には、「関ヶ原」のように全国的知名度をもつ地名も少数あるが、ここでは各地名の勢力圏は一律であると考え、地名の勢力圏ともいうカバーエリアを定義している。地名の標識が

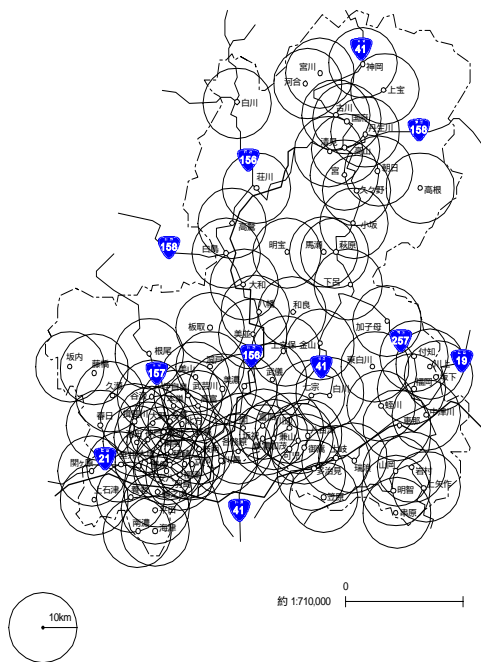


図-6 岐阜県の市町村合併前のエリアカバー図

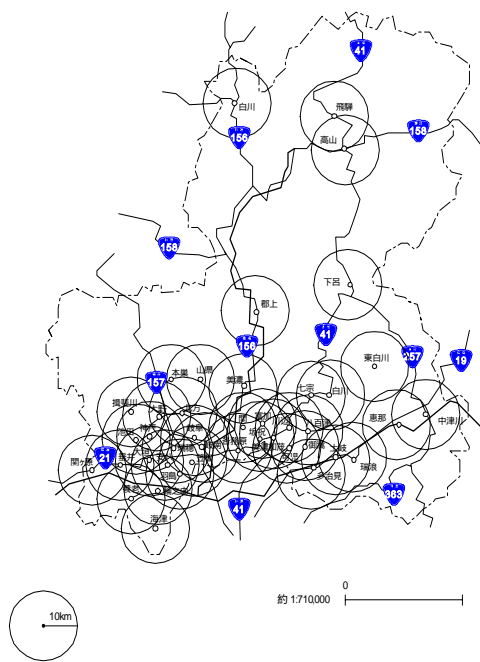


図-7 岐阜県の市町村合併後のエリアカバー図

現れてからその中心部へ至るまで，ア) 平均時速30km/hで20分，半径10kmの円，およびイ) 平均時速40km/hで30分，半径20kmの円の2通りを考えた．面積カバー率は，全市町村名のカバーエリアが，県内をどれだけカバーしているのかを表す指標となる．ア)，イ) に対しそれぞれ合併前後を計算した．ア)の合併前後の比較を図-6,7，ア)，イ) それぞれの数値を表-5に示す．ア)の場合，地名の面積カバー率は，0.841から0.458へ大きく減少し，イ)の場合でも0.991から0.790へ減少した．「表示地名に関する基準」の何らかの見直しが必要であることが数量的に裏付けられることがわかる．

5. 表示地名に関する基準の見直しの必要性

以上述べてきたように，現在の一般地の選定基準を保持すると市町村合併に伴って市町村名の空間分布が粗になりドライバーにきめ細かい情報提供ができなくなる．このため，道路地名案内のきめ細かさを維持するために，一般地の選定基準を見直しを検討する必要がある．旧市町村名の他に適切な地名があれば望ましいが，一般には旧市町村名が馴染みが良いであろうと考えられる．合併後の旧市町村名は，合併後に大字として残る残存型旧市町村名と合併後に住所表記から消滅する消滅型旧市町村名に分けられる．消滅型旧市町村名は，道路地図に記載されないため，ドライバーが認識できないという問題が生じるので，旧市町村名が新自治体の字名として使用される場合に限り，一般地として使用できるよう基準の見直しを検討することが望まれる．

表-5 岐阜県における表示地名面積カバー率

	半径	面積カバー率
合併前	10km	0.841
合併後		0.458
合併前	20km	0.991
合併後		0.790

また，旧市町村名は新自治体名の下位に位置づけられるので，案内標識上で字名をどのように表現するかというロゴの問題も生じる．

ドイツなどで表示されているように，当該自治体内での表示は黄色反転表示（日本の108系標識に対応するドイツでの一般道の地名案内標識は黄色）のように，当該自治体外への地名表示と区別するべきか，同様にすべきか，ドライバーの認識や案内標識盤面での文字数制約も考慮しながら今後検討すべき課題であると考えられる．

謝辞

本論文は，岐阜県道路標識改善懇談会での議論によるところが大きい．記して謝意を表します．

参考文献

- 1) (財)道路保全技術センター発行/岐阜県建設管理局発行道路設計要領.
- 2) 日本道路協会：道路標識設置基準・同解説．
- 3) 国土交通省中部ブロック標識適正化委員会岐阜県部会：平成16年度岐阜県道路標識改善懇談会提言書「案内標識の表示地名に関する基準の見直しについて」，平成17年3月．